

磐田市立総合病院の「お母さん教室のパンフレット」広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市立総合病院（以下「病院」という。）が「お母さん教室のパンフレット」への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 「お母さん教室のパンフレット」の広告は、妊婦を対象とするお母さん教室に参加する患者へ配布するパンフレットに掲載する広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容の範囲は、磐田市立総合病院広告掲載規程及び磐田市立総合病院広告掲載基準の規定に準ずる。

(広告の掲載単位)

第4条 広告を掲載する単位は、1,500部を1単位とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1)大きさはA4縦、A5横、A6縦サイズとする。
- (2)文字、罫線等は黒色とする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1単位A4サイズ80,000円、A5サイズ50,000円、A6サイズ30,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1,500部のパンフレットの配布が完了するまでとするが、概ね1年ごとに内容の更新を行うこととする。

(広告掲載の申込み)

第8条 病院ホームページへの広告掲載希望者は、募集時に定める申込期日までに、磐田市立総合病院広告掲載申込書（磐田市立総合病院広告掲載規程 様式第1号）に次に掲げるものを添付して提出しなければならない。

- (1) 広告デザイン案
- (2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 市税の納入状況が確認できる書類
- (4) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- (5) 前4号に定めるもののほか、管理者が必要であると認める書類

2 広告デザイン案は掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び優先順位)

第 9 条 管理者は、第 8 条に規定する申込書の提出があったときは、磐田市立総合病院広告掲載規程第 2 条及び磐田市立総合病院広告掲載基準により広告掲載の適否を審査する。

(掲載料の納付)

第 10 条 第 9 条に規定する広告掲載の決定を受けた申込者 (以下「広告主」という。) は、第 6 条に規定する掲載料を指定日までに一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第 3 条に該当しなくなると認められるとき。
- (2) 広告主が第 10 条の規定による掲載料の納付をしないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載を不適切と認めるとき。

(掲載料の返還)

第 12 条 掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) その他管理者が特に返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により返還する掲載料は、配布できなかった数量に広告掲載料を 1,500 で除して得た単価を乗じて得た額 (1 円未満切り捨て) とする。

3 前各項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(損害賠償)

第 13 条 病院は、第 11 条の規定に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から適用する。